

一般競争入札による未利用県有林野（土地） 一時貸付案内書（令和5年度）

目 次

◆ はじめに	1
貸付物件	
◆ 一般競争入札による未利用県有林野（土地）の一時貸付けのながれ	2
1 貸付条件等	3
2 入札参加の申込み	4
3 現地説明	5
4 入札保証金の納付	6
5 入札	8
6 契約の締結	13
7 貸付料の支払い	14
◆ 入札心得書	15
◆ 貸付物件の位置図及び明細図	17
◆ 県有林野一般競争入札参加申込書	18
◆ 県有林野一般競争入札参加取下げ申込書	19
◆ 誓約書	20
◆ 委任状	21
◆ 入札書	22
◆ 恩賜県有財産貸付申請書	23
◆ 恩賜県有財産賃貸借契約書	24

はじめに

- 山梨県では、未利用県有林野（土地）について、貸付にかかる条件を定め、募集を開始するまでの間の暫定活用策として、管理上支障のない範囲で、一定の用途に限って、一般競争入札により一時貸付を行います。
- この入札に参加するためには、事前に申込みが必要です。
- 入札に参加することを希望する方は、この「一般競争入札による未利用県有林野（土地）一時貸付案内書（令和5年度）」をよくお読みになった上で、お申込みください。
- 一般競争入札による貸付先の決定とは、入札参加者が価格を競い合い、山梨県があらかじめ決めた予定価格（公表しません）以上で最も高い価格をつけた方に借りていただく方法です。

【 貸 付 物 件 】

番号	物件所在地	地目	貸付面積	貸付期間	参考価格
1	北杜市高根町清里字念場 3545 番 1	山林	1.3342ha	令和5年7月10日 ～ 令和6年3月31日	844,000円

- ※ 貸付物件の位置図・明細図は17ページに掲載しています。
- ※ 物件には参考価格を掲載しております。参考価格とは、入札価格を見積る場合の目安となる価格として公表しています。参考価格は、予定価格とは異なります。

○ 入札結果の公表

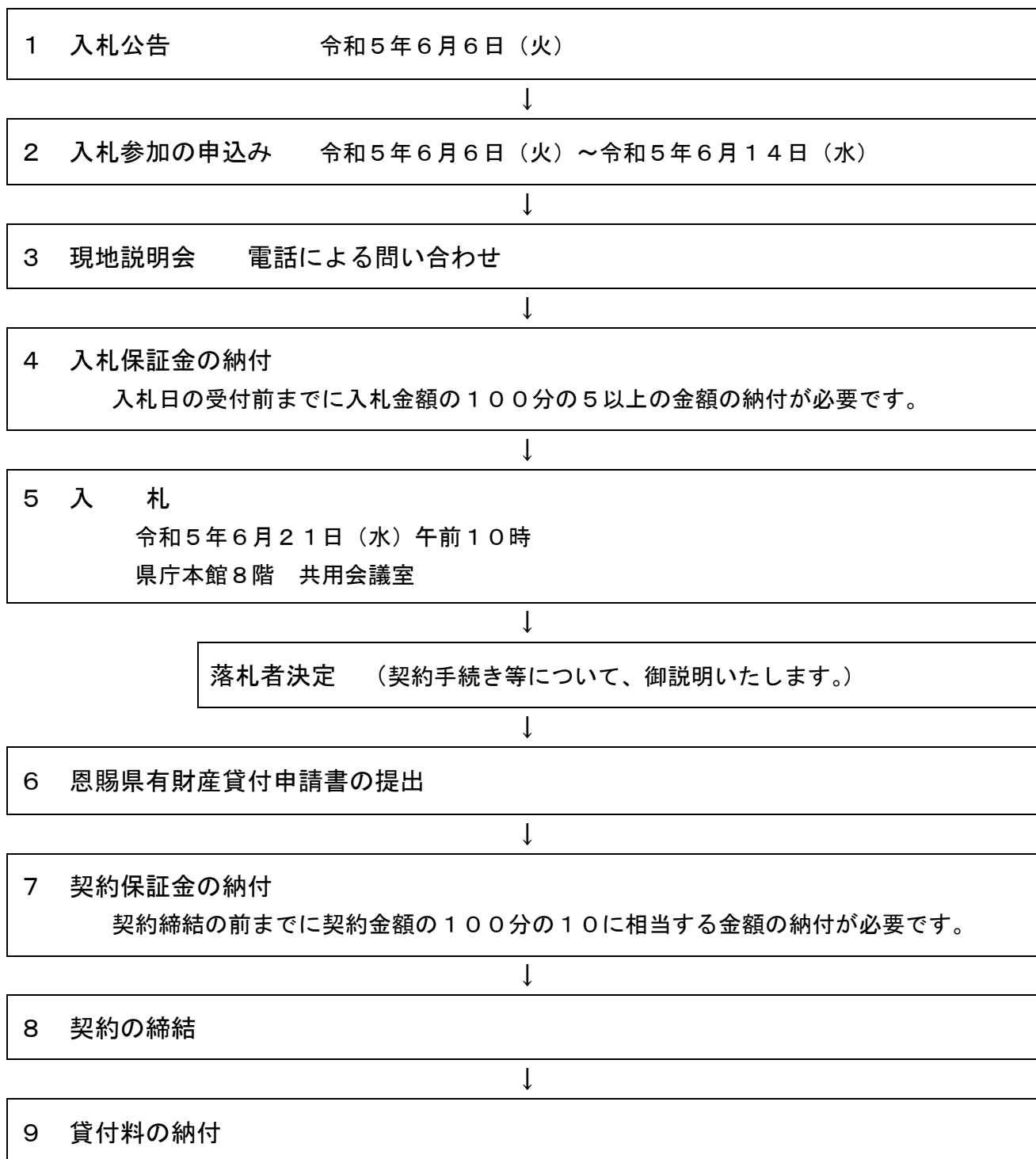
落札金額並びに落札者が法人にあっては法人名及び所在地を県のホームページへの掲示や報道機関への情報提供等の方法により公表しますので、御了承ください。

□お問い合わせ先

・山梨県林政部森林政策課

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号 電話 055-223-1655

一般競争入札による未利用県有林野（土地）の一時貸付けのながれ



1 貸付条件等

(1) 貸付期間

貸付物件の使用に係る準備期間及び期間満了に伴う原状回復期間は、貸付期間に含まれます。

(2) 用途

建物所有（仮設を除く）を伴わない臨時的・一時的な使用であって、借地権等の権利が発生しない用途に限ります。また、次に該当する使用はできません。

- ・風俗営業等の規則及び常務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用途のための使用。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員のその活動のための使用。
- ・悪臭、騒音その他近隣住民の迷惑となるような使用。
- ・土壌の汚染等により返還が困難となるような使用。
- ・政治的用途、宗教的用途への使用。
- ・公序良俗に反する用途への使用。
- ・建物の建設を伴う使用（仮設を除く。）、堅固な基礎を要する使用。
- ・その他、県が適さないと判断した用途のための使用。

(3) 貸付料

貸付料の額は、落札者が提出した入札書に記載された金額をもって貸付料とします。また、貸付料の支払いは、山梨県が指定する期日までに納めるものとします。

(4) 原状回復措置

貸付期間の満了又は契約解除等により契約が終了するときには、貸付期間満了までに賃借人の責任において、原状回復措置を実施していただきます。ただし、山梨県が必要ないと認めた場合には、その限りではありません。

(5) その他の条件等

- ・本件土地は、現状のまま貸付を行います。
- ・本案内書に定めのない事項は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び山梨県財務規則（昭和 39 年山梨県規則第 11 号）等の関係諸法令に定めるところによるものとします。

2 入札参加の申込み

この入札に参加するためには、事前の申込みが必要です。

- ※ 申込者が入札参加者（落札された場合はその物件の貸付先決定者）となります。
- ※ 2人以上の共有名義で参加することもできます。

申込資格

○ 入札には、個人、法人を問わず、どなたでも参加いただけます。

ただし、次に該当する方は、申込みができません。

〔申込ができない方〕

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ① 山梨県との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 山梨県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利得を得るために連合した者
 - ③ 落札者が山梨県と契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定により、山梨県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて山梨県との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 山梨県との契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦ これらに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- (4) この公告の日から開札の日までに山梨県から指名停止措置を受けている日が

含まれている者

- (5) 当該入札事務に従事する山梨県の職員
- (6) その他法令等の規定により、山梨県との間で土地の貸付契約ができない者

申込方法

次により、申込受付期間内に申込受付場所へ申込提出書類を提出してください。
申込提出書類は、山梨県林政部森林政策課まで持参又は郵送してください。

○ 申込受付期間

期間：令和5年6月6日（火）～6月14日（水）

ただし、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日山梨県条例第6号）第1条に規定する休日を除く。

時間：午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

○ 申込受付場所

場所：山梨県林政部森林政策課県有林活用担当

甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁本館8階

（電話）055-223-1655

○ 申込提出書類

(1) 県有林野一般競争入札参加申込書

(2) 誓約書

（持参される場合）

上記（1）（2）を用意のうえ、申込受付期間内に山梨県林政部森林政策課へ提出してください。

（郵送される場合）

上記（1）（2）を用意のうえ、申込受付期間内に必着となるよう簡易書留により山梨県林政部森林政策課へ提出してください。

送り先：〒400-8501

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号

山梨県林政部森林政策課県有林活用担当 あて

※ 様式は、18～20ページのものを使用して作成し（コピー可）、必要事項を記入、記名押印のうえ、お申し込みください。

※ 申込受付後、受付番号を付した申込書のコピーを受付書としてお渡し又は送付しますので、入札日の受付の際にお持ちください。

※ 申込みの際、入札保証金の振込用紙である保証金納付書（保証金納付書・保証金保管証書・保証金保管証書預り証・保管証書原符の四連のもの）をお渡し又は送付し、入札保証金の納付方法について御説明いたします。

3 現地説明

現地説明は行いませんが、現況について疑問等がある場合はお問い合わせください。

4 入札保証金の納付

- 入札に参加される方は、入札保証金を入札日の受付を行う前（当日又は前日など受付時間に間に合うように）までに入札する金額の100分の5以上の金額を山梨中央銀行県庁支店にて納付してください。

※ 入札保証金とは、誠実な入札参加者にのみ参加していただくために納めていただくものです。

※ 入札保証金の額が入札金額の100分の5以上の額に達しない入札は、無効となります。

- 入札保証金の納付方法等

入札参加申込時にお渡しする「保証金納付書」（保証金納付書・保証金保管証書・保証金保管証書預り証・保管証書原符の四連のもの）に7ページの記入例を参考に納人欄の住所・氏名及び金額（それぞれ4カ所）を記入し、左端の「保証金納付書」の納人欄及び右端の「保管証書原符」の納人印鑑届の欄に押印し、現金を添えて、山梨中央銀行県庁支店に提示して、納付してください。

山梨中央銀行県庁支店では、各片に保管証書番号を記入し、左から2番目の「保証金保管証書」に保管した旨の押印をして、右端の「保管証書原符」を切り離した後、残りの「保証金納付書・保証金保管証書・保証金保管証書預り証の三連のもの」を返してくれます。これを入札日の受付の際に提出してください。

- 落札者の入札保証金は、賃貸借契約締結時までお返しできませんが、落札者以外の方には、入札終了後、直ちにお返しする手続きを行います。（詳しくは、12ページの「入札保証金の返還について」を御覧ください。）

納付金額についての留意事項

- 入札保証金の金額は、入札者が入札する金額の100分の5以上となっていますが、1回目の入札で落札しない場合には、再度入札を行いますので、再度入札があることを見越したうえで、〔例〕のように必要な金額を納付してください。

入札会場において、現金による入札保証金の追加納付はできません。

〔例〕 最終的に15,000,000円まで入札する意思のある場合は、750,000円以上を納付する必要があります。

	〈入札する金額〉	〈入札保証金〉
1回目入札	10,000,000円	$\times 5/100 = 500,000$ 円
再度入札	15,000,000円	$\times 5/100 = 750,000$ 円
		<u>納付金額 750,000円</u>

保証金納付書の記入例

第134号様式(第198条関係)

(保証金納付書)

保証金納付書		保証金受取管記		保証金受取管記		保証金受取管記		保証金受取管記	
納人	住所 甲府市東の内一丁目6-1 氏名 山本 太郎	納人	住所 甲府市東の内一丁目6-1 氏名 山本 太郎	納人	住所 甲府市東の内一丁目6-1 氏名 山本 太郎	納人	住所 甲府市東の内一丁目6-1 氏名 山本 太郎	納人	住所 甲府市東の内一丁目6-1 氏名 山本 太郎
金額	千 円 拾 万 千 円 拾 円 ¥ 1 2 3 4 5 6 7	金額	千 円 拾 万 千 円 拾 円 ¥ 1 2 3 4 5 6 7	金額	千 円 拾 万 千 円 拾 円 ¥ 1 2 3 4 5 6 7	金額	千 円 拾 万 千 円 拾 円 ¥ 1 2 3 4 5 6 7	金額	千 円 拾 万 千 円 拾 円 ¥ 1 2 3 4 5 6 7
<p>ただし、令和4年度一歳額納入札による県有林野産物 <input checked="" type="checkbox"/> (入札) 保証金 上記金額を納付します。 令和 年 月 日 山梨県知事 武蔵 幸太郎 殿 (かへ受) 保管証書番号No.</p>	<p>ただし、令和4年度一歳額納入札による県有林野産物 <input checked="" type="checkbox"/> (入札) 保証金 上記の保証金を預りました。 令和 年 月 日 山梨県会計管理課 (出納員、税務士職員) 保管証書番号No.</p>	<p>ただし、令和4年度一歳額納入札による県有林野産物 <input checked="" type="checkbox"/> (入札) 保証金 上記金額を納付しました。 令和 年 月 日 山梨県知事 (指前代理) 金藤 隆 山梨県庁東洋行県庁支庁 保管証書番号No.</p>	<p>ただし、令和4年度一歳額納入札による県有林野産物 <input checked="" type="checkbox"/> (入札) 保証金 上記の保証金は提出しを要する。 令和 年 月 日 山梨県会計管理課 (出納員、税務士職員) 山梨県指前(指前代理) 金藤 隆</p>	<p>ただし、令和4年度一歳額納入札による県有林野産物 <input checked="" type="checkbox"/> (入札) 保証金 上記の保証金は提出しを要する。 令和 年 月 日 山梨県知事 (かへ受) 長崎 幸太郎 殿 山梨県会計管理課 (行納員、税務士職員)</p>	<p>ただし、令和4年度一歳額納入札による県有林野産物 <input checked="" type="checkbox"/> (入札) 保証金 上記の保証金は提出しを要する。 令和 年 月 日 山梨県知事 (かへ受) 長崎 幸太郎 殿 山梨県会計管理課 (行納員、税務士職員)</p>	<p>ただし、令和4年度一歳額納入札による県有林野産物 <input checked="" type="checkbox"/> (入札) 保証金 上記金額を納付しました。 令和 年 月 日 山梨県知事 (かへ受) 長崎 幸太郎 殿 山梨県会計管理課 (行納員、税務士職員)</p>	<p>ただし、令和4年度一歳額納入札による県有林野産物 <input checked="" type="checkbox"/> (入札) 保証金 上記金額を納付しました。 令和 年 月 日 山梨県知事 (かへ受) 長崎 幸太郎 殿 山梨県会計管理課 (行納員、税務士職員)</p>	<p>ただし、令和4年度一歳額納入札による県有林野産物 <input checked="" type="checkbox"/> (入札) 保証金 上記金額を納付しました。 令和 年 月 日 山梨県知事 (かへ受) 長崎 幸太郎 殿 山梨県会計管理課 (行納員、税務士職員)</p>	<p>ただし、令和4年度一歳額納入札による県有林野産物 <input checked="" type="checkbox"/> (入札) 保証金 上記金額を納付しました。 令和 年 月 日 山梨県知事 (かへ受) 長崎 幸太郎 殿 山梨県会計管理課 (行納員、税務士職員)</p>
印	山梨県 県有林野産物課	印	山梨県 県有林野産物課	印	山梨県 県有林野産物課	印	山梨県 県有林野産物課	印	山梨県 県有林野産物課

5 入 札

入札を行う日時及び場所は、次のとおりです。

(1) 日 時

物件 番号	対象物件	入 札 日 時		
		入札日	受付時間	入札時間
1	北杜市高根町清里字念場 3545 番 1	令和5年6月21日(水)	午前9時30分～ 午前9時50分	午前10時

(2) 場 所

甲府市丸の内一丁目6番1号 県庁本館8階 共用会議室

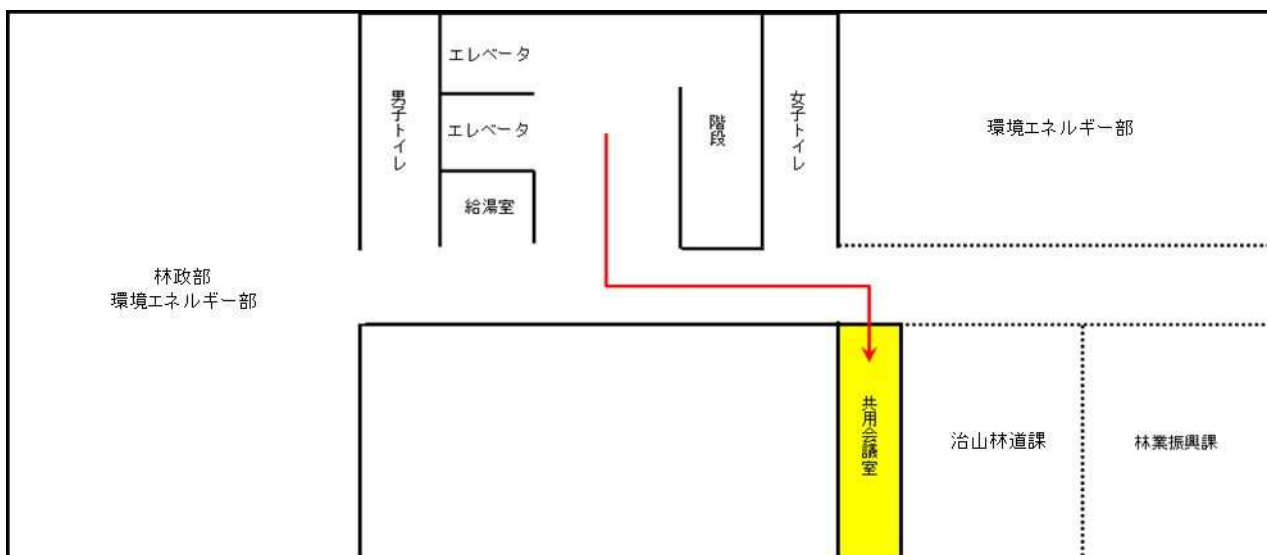
- 入札保証金は、受付を行う前（前日など）に。「保証金納付書」により山梨中央銀行 県庁支店で納付を済ませておいてください。
- 受付時間に遅れた場合は、入札に参加しないものとみなし、入札に参加できませんので、御注意ください。
- 入札会場の都合により、入室できる方は1申込みにつき2名までとさせていただきますので、御了承ください。
- 開札は、入札終了後、直ちに行います。

[入札会場案内図]

県庁配置図



県庁本館 8階配置図



入札日に持参していただくもの

- (1) 県有林野一般競争入札参加申込書
 - ・申込みをして受付印が押印してあるもの。
- (2) 保証金納付書
 - ・入札保証金を山梨中央銀行県庁支店にて納付済みのもの（詳しくは、6～7ページを参照）。
- (3) 印鑑
 - ・県有林野一般競争入札参加申込書に押印した印鑑と同じもの。
 - ・代理人が入札参加する場合は、入札申込者（委任者）の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は、委任状に押印した代理人使用印と同じものをお持ちください。
- (4) 身分証明書
 - ・入札申込者又は代理人本人であることが証明できるもの（運転免許証など）。
- (5) 委任状（代理の方が参加される場合のみ。）
 - ・代理人や法人の代表権のない方が入札に参加される場合は、委任状（様式は20ページ）及び入札申込者の印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）を御提出ください。
 - ・共有による申込みの場合は、代表者を除く各共有者から代表者に対し委任状を作成し、各共有者の印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）とともに御提出ください。
- (6) 筆記用具
 - ・黒若しくは青の万年筆又はボールペン
- (7) 入札書（任意）
 - ・当日にも入札書用紙はお配りしますが、予め入札書を作成しておく場合は、22ページの様式により作成し、お持ちいただいても結構です。

入札に当たっての注意事項

- (1) 入札書には、入札者の住所・氏名（代理人の方が入札する場合は、入札者及び代理人の住所・氏名）を記入の上、本人が入札する場合は本人の印鑑を、代理人が入札する場合は代理人の印鑑（委任状に押印した「代理人使用印」に限る。）を押印してください。
- (2) 入札書の金額記入には、アラビア数字（0, 1, 2, 3, …）の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- (3) 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- (4) 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
 - ① 入札に参加する資格のない者のした入札

- ② 入札参加申込みをしなかった者がした入札
- ③ 1人で1度に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
- ④ 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者が行った入札
- ⑤ 代理人で代理権の確認を受けていない代理人がした入札
- ⑥ 1物件につき、1人で他人の代理人も兼ねて参加した者の入札又は1人で2以上の代理をした者の入札
- ⑦ 入札書の金額を訂正した入札
- ⑧ 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの
- ⑨ 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと関係職員が認める場合における全部の入札
- ⑩ 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正の行為があった者のした入札
- ⑪ 再度入札に当たり、直前の入札の最高価格以下の入札
- ⑫ 入札に関し、県の担当職員の指示に従わなかった者の入札
- ⑬ 郵送による入札
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか「一般競争入札による未利用県有林野（土地）一時貸付案内書（令和5年度）」及び「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札

開札・落札者の決定方法

- (1) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに行います。
- (2) 落札者は、次の方法により決定します。
 - ① 有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が山梨県の定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。
 - ② ①に該当する者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。「くじ」を引かない落札者があるときは、入札執行事務に関係ない職員に、これを代わってくじを引かせて落札者を決定します。
- (3) 開札の結果、落札者があるときは、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときは、最高入札金額を入札者にお知らせします。

再度入札

- (1) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。
再度入札は、1回のみ行います。
再度入札に参加できる方は、最初の入札に参加し、有効な入札を行った者に限ります。
- (2) 再度入札においては、その前回の入札の開札時に公表した最高入札金額を上回

る金額で入札してください。上回らない金額の入札は無効となります。

- (3) 再度入札をしても、なお、落札者がいない場合は、再度入札において最高価格をもって入札した方と県で協議し、予定価格以上の価格で随意契約することがあります。

入札保証金の返還について

- 開札終了後、落札者以外の方には、入札保証金の還付の手続きを行いますので、受付までお越してください。
落札者の方は、契約締結時まで還付できません。
- 受付では、先に提出していただいた「保証金納付書・保証金保管証書・保証金保管証書預り証の三連のもの」のうち、「保証金保管証書預り証」に記名押印していただき、「保証金保管証書」のみをお返しします。
- この「保証金保管証書」の下の欄に、最初に押印した「保管証書原符」の納人印鑑届と同じ印を押印し、山梨中央銀行県庁支店に提出することにより、入札保証金は現金で還付されます。
- 返還を受ける際、返還を受ける方が営業者（営利法人又は不動産業者である個人など）である場合には、収入印紙（1通につき200円）の貼付が必要です。
また、銀行窓口にて身分証明書（運転免許証等）の提示を求められることがあります。
- 「保証金保管証書」を紛失しますと、入札保証金の返還が受けられませんので、くれぐれも御注意ください。
- 入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間の利息について支払を請求することはできません。
- 落札者が落札物件の賃貸借契約を締結しないとき及び落札決定後、入札に参加する資格のない者であることが判明し、その入札が無効となったときなどは、入札保証金は違約金となりますので、お返しいたしません。

6 契約の締結

契約の説明

落札者には、入札日当日の落札者決定後、直ちに契約の手続きの説明を行い、必要な書類を交付します。

契約の締結について

落札者は、すみやかに恩賜県有財産貸付申請書（様式は28ページ）を、山梨県中北林務環境事務所県有林課まで持参又は郵送してください。

○ 提出先

場所：山梨県中北林務環境事務所県有林課管理・森林利用担当
 韮崎市本町四丁目2-4 北巨摩合同庁舎4階
 （電話）0551-23-3093

ただし、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日山梨県条例第6号）第1条に規定する休日を除く。

時間：午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時まで

○ 提出書類

（1） 恩賜県有財産貸付申請書

（持参される場合）

上記（1）を用意のうえ、すみやかに山梨県中北林務環境事務所県有林課へ提出してください。

（郵送される場合）

上記（1）を用意のうえ、すみやかに簡易書留により山梨県中北林務環境事務所県有林課へ提出してください。

送り先：〒407-0024

山梨県韮崎市本町四丁目2-4

山梨県中北林務環境事務所県有林課管理・森林利用担当 あて

※ 申請者は、必ず「落札者」名義で締結してください。

共有名義で参加した場合は、必ず「共有者全員」の名義で締結してください。

（1） 契約を締結する前には、契約金額の100分の10に相当する額を契約保証金としてお支払いいただきます。

なお、入札保証金は、契約保証金に充当することができますので、その場合、差額をお支払いください。

（2） 落札者が期限までに契約保証金を納付しない場合は、落札はその効力を失いま

- す。また、入札保証金は違約金となりますので、お返しいたしません。
- (3) この契約保証金は、貸付期間が満了し原状回復義務等の賃借人の義務を果たした後に返還します。
 - (4) 納付された契約保証金には利息は付しません。また、契約保証金返還請求権に質権その他の担保を設定すること及び第三者に譲渡することはできません。
 - (5) 契約書の様式は24～29ページの恩賜県有財産賃貸借契約書を用います。
 - (6) 賃貸借契約書（山梨県保管用のもの1部）に貼付する収入印紙など、契約の締結及び履行に関して必要な費用は、落札者の負担となります。
 - (7) 契約には連帯保証人をたてる必要があります。

7 貸付料の支払い

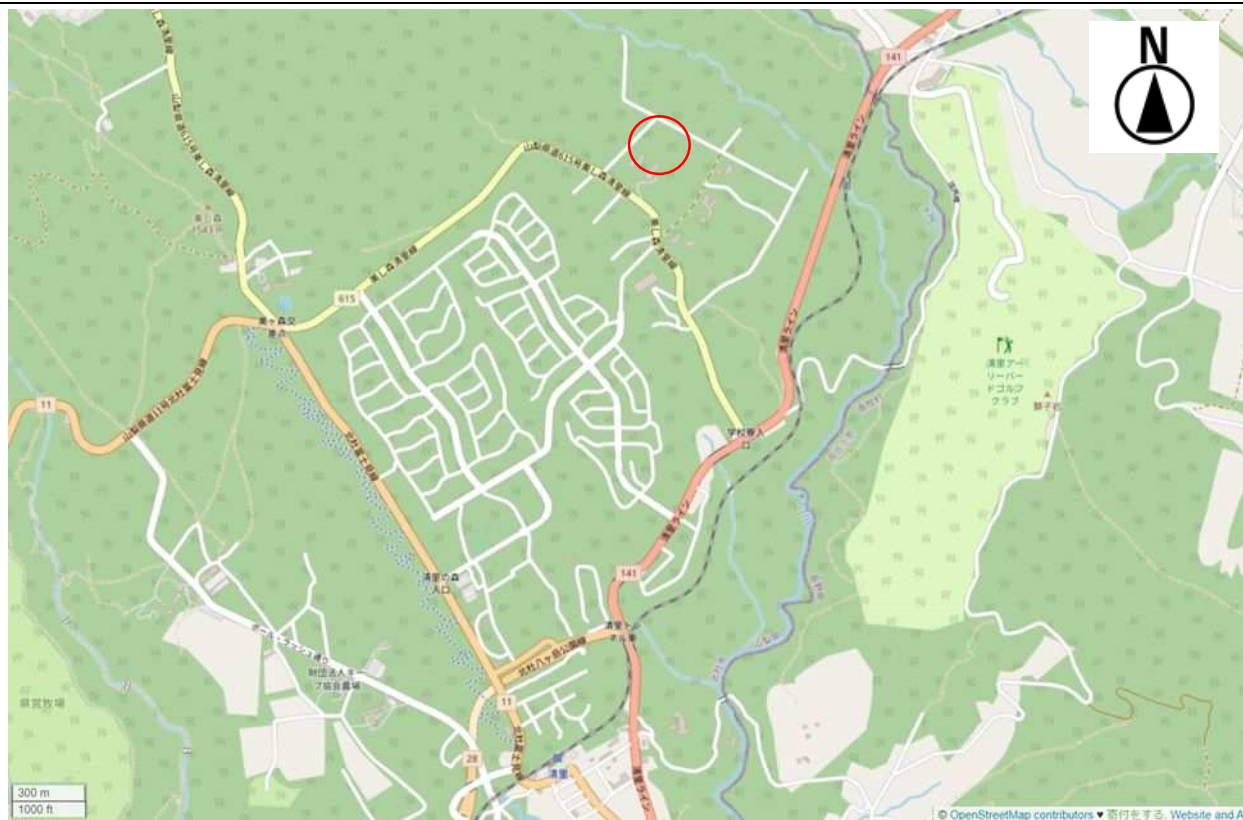
- (1) 貸付料は、山梨県が指定する期日までにお支払いいただきます。
- (2) 期限までに支払われなかった場合には、賃貸借契約を解除の上、契約保証金は違約金となりますので、お返しいたしません。

入 札 心 得 書

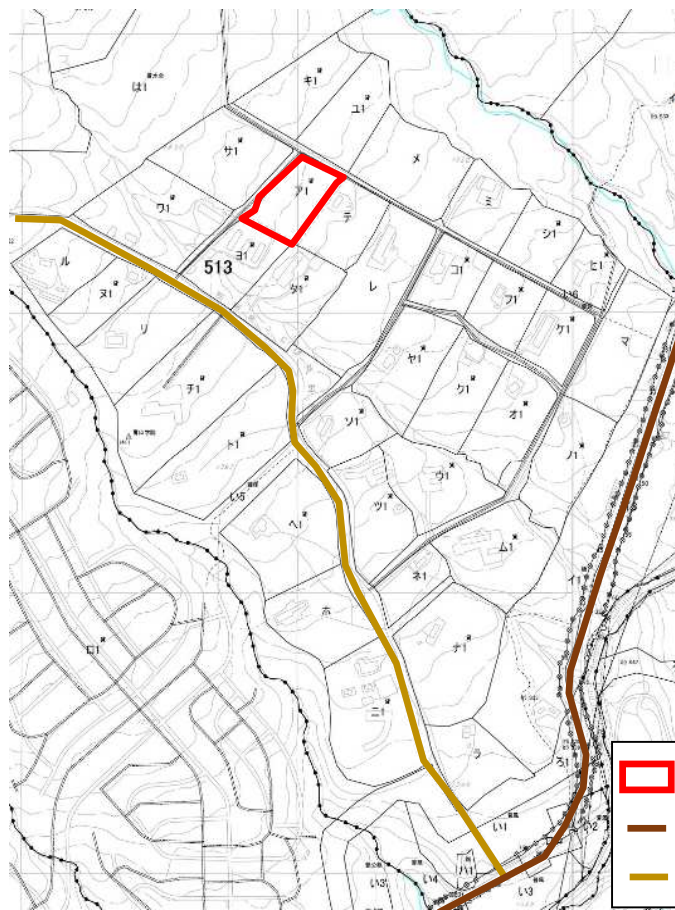
- 1 入札参加者は、「一般競争入札による未利用県有林野（土地）一時貸付案内書（令和5年度）」（以下「貸付案内書」という。）を熟読のうえ、入札してください。
- 2 入札参加者は、入札に関し県の担当者の指示に従ってください。
- 3 入札に参加するためには、事前に申込みが必要です。入札参加希望者は、公告で指定された入札申込期間内に公告で指定された場所に、「県有林野一般競争入札参加申込書」及び「誓約書」を持参又は簡易書留による郵送により提出し、入札参加申込みをしてください。
- 4 入札保証金の納付及び還付について
 - (1) 入札参加者は、入札日の受付を行う前に、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を「貸付案内書」に記載された方法により、納付しておくことが必要です。
 - (2) 落札者以外の方が納付した入札保証金は、開札終了後、還付の手続きを行うことにより還付されます。
 - (3) 落札者が納付した入札保証金は、契約締結後、還付の手続きを行うことにより還付されます。なお、契約締結に際し契約保証金に充当することができます。
- 5 入札に参加することができる者は、3による入札参加申込みのうえ、入札日に受付手続きを完了し、入札開始時に公告で指定された場所（入札会場）に入室していた者としてします。
- 6 入札書の記載等について
 - (1) 入札者は、指定の入札書に必要な事項を記載し、記名（法人にあっては商号名称及び代表者名）押印のうえ提出してください。代理人にあっては、委任状に押印された代理人の印鑑を押印してください。
 - (2) 提出済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き換え又は撤回することはできません。
- 7 入札者は、入札に際し、入札案内書、入札物件、賃貸借契約書、現地説明、入札物件の法令上の規制等のすべてを承知して入札するものとします。
- 8 入札参加者が談合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがあります。
- 9 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。
 - (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
 - (2) 入札参加申込みをしなかった者がした入札
 - (3) 1人で1度に2通以上の入札書を提出した場合はその全部の入札
 - (4) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が入札金額の100分の5以上の額に達しない者が行った入札

- (5) 代理人で代理権の確認を受けていない代理人がした入札
 - (6) 1物件につき、1人で他人の代理人も兼ねて参加した者の入札又は1人で2人以上の代理をした者の入札
 - (7) 入札書の金額を訂正した入札
 - (8) 入札書の入札金額、氏名（法人にあっては商号名称及び代表者名）の確認しがたいもの、押印のないもの、鉛筆書きのもの、その他主要な事項が誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なため識別しがたいもの
 - (9) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと関係職員が認める場合における全部の入札
 - (10) 入札に当たり他人を脅迫し、その他不正な行為があった者の入札
 - (11) 再度入札に当たり、直前の入札の最高価格以下の入札
 - (12) 入札に関し、県の担当者の指示に従わなかった者の入札
 - (13) 郵送による入札
 - (14) 前各号に掲げるもののほか「貸付案内書」及びこの「入札心得書」に規定する入札に関する条項に違反した者の入札
- 10 開札及び落札者の決定について
- (1) 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに行います。
 - (2) 開札した結果、落札者がいないときは直ちに1回を限度として再度入札を行います。
 - (3) 落札者は、有効な入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が山梨県の定める予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札をした者とします。
 - (4) (3)に該当する者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。
- 11 賃貸借契約の締結について
- (1) 落札者は、山梨県が指定する期日までに県と契約を締結しなければなりません。
 - (2) 落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札は無効となり、入札保証金は、県に帰属することになります。
 - (3) 落札者は、賃貸借契約の際、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額を納付しなければなりません。なお、この契約保証金は、貸付期間が満了し原状回復義務等の賃借人の義務を果たした後に返還します。
- 12 貸付料の納付について
- (1) 落札者は、貸付料を県が交付する納入通知書に記載されている期日までに納付しなければなりません。
 - (2) 期限までに貸付料が支払われなかった場合には、賃貸借契約を解除の上、契約保証金は違約金となりますので、お返ししません。
- 13 貸付案内書及びこの入札心得書に定めのない事項は、すべて地方自治法、同法施行令及び山梨県財務規則の定めるところにより処理します。

位置図



明細図



受付番号	※
------	---

県有林野一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

山梨県が実施する一般競争入札による未利用県有林野（土地）一時貸付について、貸付案内書の内容を承諾のうえ、次のとおり申し込みます。

1 申込者

住所 〒 _____
ふりがな
 氏名 _____ 印
 電話 _____
 生年月日 _____ 年 月 日

所在地		面積 h a	現在の 状態	使用 目的	期間
郡市	字				年月日から 年月日まで
町村	地番				
北杜市 高根町	清里 念場原 3545-1	1.3342	山林		令和5年7月10日 ～ 令和6年3月31日 (266日)

備考 添付書類

- (1) 戸籍抄本(法人等にあつては定款等の写し)
- (2) 利用計画(様式は任意)
- (3) 関係図面(様式は任意、位置図、使用する内容を平面図に明記)
- (4) 申請者が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含み、国、地方公共団体その他知事が別に定める団体を除く。)である場合は、その役員、代表者又は管理人の氏名、生年月日及び住所を記載した書類

注1) 申込みに当たっては、本書及び誓約書に必要事項を記入のうえ、添付書類と合わせて受付窓口にて持参されるか、簡易書留により送付してください。

【郵送先及び受付窓口】 甲府市丸の内一丁6番1号 山梨県林政部森林政策課

【問い合わせ電話番号】 055-223-1655

【入札場所】 県庁本館8階 共用会議室

- ・申込みを受け付けた方には、本書のコピーを受付書としてお渡し又は送付します。
- ・本書のコピーは、入札当日に受付へ提出する県有林野一般競争入札参加申込書となります。

注2) ※印の付してある欄には記入しないでください。

※ 受付印

受付番号 ※

県有林野一般競争入札参加取下げ申込書

年 月 日

山梨県知事 殿

私は、

物 件 番 号	受 付 番 号
1	

で応募しましたが、取り下げます。

申込者

住所 〒

ふりがな

氏名 印

電話

※法人の場合は、法人名及び代表者名（以下同じ）

受付印

誓 約 書

私は、山梨県が実施する一般競争入札による未利用県有林野（土地）一時貸付の入札参加申込みに当たり、次の事項を誓約します。また、3の確認のため、警察当局へ情報照会を行うことについて承諾します。

- 1 貸付に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者ではありません。
- 2 次のいずれかに該当する者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者ではありません。
 - ① 山梨県との契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 山梨県が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利得を得るために連合した者
 - ③ 落札者が山梨県と契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 地方自治法第234条の2第1項の規定により、山梨県が実施する監督又は検査に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなく山梨県との契約を履行しなかった者
 - ⑥ 山梨県との契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - ⑦ これらに該当する事実があった後3年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 3 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者、又は次に掲げる者が、その経営に実質的に関与している者ではありません。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - ④ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記①から⑤までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した者
- 4 当該入札事務に従事する山梨県の職員ではありません。
- 5 入札に際し、貸付案内書、入札心得書、貸付物件、賃貸借契約書及び貸付物件の法令上の規制等、すべてを承知のうえ参加いたしますので、後日これらの事柄について山梨県に対し一切の異義及び苦情を申し立てません。

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿
住 所
(所在地)

氏 名
(法人名・代表者名)

印

※ 共有による申込みの場合は、共有者ごとに作成してください。

委任状

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

入札申込者（委任した者）

住 所 〒 _____
ふりがな _____
氏 名 _____ 印
（法人名・代表者名）（印鑑証明印）
電話番号 _____

私は、山梨県が実施する一般競争入札による未利用県有林野（土地）一時貸付の入札に参加するに当たり、次の者を代理人と定め、次の物件の一般競争入札に関する一切の権限を委任します。

番号	物件所在地	地目	貸付面積	貸付期間
1	北杜市高根町清里字念場 3545 番 1	山林	1.3342ha	令和5年7月10日 ～ 令和6年3月31日

代理人（委任された者）

住 所 〒 _____
ふりがな _____
氏 名 _____
電話番号 _____

代理人使用印

- (注) 1 委任状は、入札当日、入札しようとする物件ごとに必要です。
2 入札申込者の印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）を添付してください。
3 「代理人使用印」の枠内に、代理人が使用する印鑑を押印してください。代理人は、入札において必ずその使用印を使用しなければなりません。
4 共有による申込みの場合は、代表者を除く各共有者から代表者に対し委任状を作成してください。法人社員が法人代表者を代理する場合も委任状は必要です。

入 札 書 (第 回)

年 月 日

山梨県知事 殿

入札者

住所 (所在地) _____

氏名 (法人名・代表者名) _____ 印

代理人

住所 _____

氏名 _____ 印

入札に付する土地

番号	物件所在地	地目	貸付面積	貸付期間
1	北杜市高根町清里字念場 3545 番 1	山林	1.3342ha	令和 5 年 7 月 10 日 ～ 令和 6 年 3 月 31 日

一般競争入札による未利用県有林野（土地）一時貸付案内書（令和 5 年度）等を承諾の上、上記の土地について、下記の金額をもって入札します。

入札金額

拾	千	百	拾						
億	億	万	万	万	万	千	百	拾	円

入札保証金

(入札金額の 5%以上の額)

千	百	拾						
万	万	万	万	千	百	拾	円	

- 注 1) 金額の数字は黒インクで算用数字を用い、数字の頭に「¥」の記号を記入すること。
- 注 2) 金額の訂正は行わないこと。
- 注 3) 代理人が入札する場合、入札者の住所、氏名（印は不要）及び代理人の住所、氏名を記入の上、委任状に押印した代理人使用印を押印すること。

令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

住 所
氏 名

恩賜県有財産貸付申請書

次のとおり貸付を受けたいので、山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則第7条の2第1項の規定により申請します。

所在地			面積 ヘクタール	現在の 状態	用途	期間		年間	
郡 村 市 町	大字	字 地番				年月日か ら 年月日まで	総 数	料 金 1畝当 たり	総 額

備考 添付書類

1. 利用計画（様式は任意）
2. 関係図面（様式は任意、位置図、使用する内容を平面図に明記）

注 1 山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則第7条の2第2項に該当する場合は、必ず設計書（又は計画書）に許可証、認可証その他承認書等の写しを添付すること。

恩賜県有財産賃貸借契約書

賃貸人 山梨県（以下「甲」という。）は、賃借人 ○○○○○○○○（以下「乙」という。）と土地賃貸借につき、次の条項により契約を締結する。

（土地の表示）

第1条 甲は、次に表示するところにより、恩賜県有財産を乙に貸し付けるものとする。

台帳番号 ○○○○

所在地	北杜市高根町清里字念場原				
地番	林小班	地目	実測面積 ha		位置
3545 番 1	513 林班 ア ₁ 小班	山林	1	3 3 4 2	別紙実測 図及び位 置図のと おり。
		合計	1	3 3 4 2	

（借地借家法の適用除外）

第2条 甲と乙は、本件契約が建物の所有を目的とするものではなく、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用を受けないものであることを相互に確認する。

（使用目的）

第3条 乙は、第1条の恩賜県有財産（以下「貸付土地」という。）を貸付申請書に記載した○○○○のためにのみ使用するものとする。

（目的外使用等の禁止）

第4条 乙は、貸付土地を現状のまま使用するものとし、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、次の各号に掲げる事項を厳守するものとする。ただし、甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

- (1) 前条の使用目的に反して貸付土地を使用しないこと。
- (2) 貸付土地を転貸しないこと。
- (3) 貸付土地の権利を譲渡しないこと。
- (4) 貸付土地の形質を変更しないこと。

（貸付の期間）

第5条 土地の貸付期間は、次のとおりとする。

令和5年7月10日から

令和6年3月31日まで

（貸付料）

第6条 貸付料は、金（落札額）円とする。

(契約保証金)

第7条 乙は、契約保証金として金（貸付料の10/100に相当する額）円を甲の指示する手続きによりこれを納入しなければならない。

2 甲は、貸付期間が満了し原状回復義務等の借入人の義務を果たした後に契約保証金を返還する。この場合、契約保証金に利息は付さない。

(貸付料の納入方法)

第8条 貸付料は、甲の発する納入通知書により、指定する期日までに指定の場所に納入するものとする。

(延滞違約金)

第9条 乙は、貸付料を前条の納期限までに納入しないときは、納期限の翌日から納入した日までの日数につき、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率で計算した金額を延滞違約金として、甲に支払うものとする。

(既納の貸付料)

第10条 既に納入した貸付料は、還付しない。ただし、甲の都合により貸付土地の一部又は全部を返還させた場合又は甲において、乙の責に帰すべき理由がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により還付する貸付料は、甲の算定によるものとし、利息はつけないものとする。

(維持費の負担)

第11条 乙は、貸付土地の維持保全に要する経費を負担するものとする。

(実地調査)

第12条 甲は、随時貸付土地に立ち入り、契約条件の履行状況等を調査することができるものとし、必要と認める場合は、乙にその状況に関する資料又は報告を求めることができるものとする。

2 前項の規定による立入調査の場合は、あらかじめ乙にその旨を通知し、乙の立会いを求めるものとする。

3 立入調査及び資料の提出、報告等に要する経費は、乙の負担とする。

(契約の解除)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、甲は、この契約を解除することができる。

(1) 国又は県若しくは他の地方公共団体において公用、公共用又は県の企業若しくは公益事業の用に供するため必要を生じたとき。

(2) 乙において、この契約に定める条件に違反したとき。

(3) 乙において、貸付料を6月以上滞納したとき。

(4) 乙において、貸付土地を使用して行う第3条に規定する事業を廃止したとき。

(5) 乙(乙が法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。

(以下「法人」という。))である場合は、当該法人、その役員、代表者又は管理人)が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)

イ 同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(6) 前号のイ又はウに該当する者が、乙の経営に実質的に関与していることが判明したとき。

2 乙は、貸付期間が満了し、又は前項の規定により契約を解除されたときは、貸付土地に乙が投資した改良費等を含む諸経費について損失があっても甲に請求しないものとする。

(返地に伴う物件の撤去)

第14条 乙は、貸付期間が満了したときは、乙の負担で貸付土地に附着する乙の所有に係る諸物件を撤去し、原形に復して返還するものとする。ただし、甲が必要ないと認めた場合は、この限りではない。

2 前条第1項の規定による契約の解除の場合の地上物件の撤去期限は、甲が定めるものとする。

3 乙が貸付土地に附着する乙の所有に係る諸物件を正当な理由がなく期限までに撤去しないときは、甲は、乙の費用をもって当該物件を撤去することができる。

(届出の義務)

第15条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは直ちに甲に届け出るものとする。

(1) 天災その他の事情により、貸付土地及び県有財産に異状を生じたとき。

(2) 相続(法人の合併又は分割)による貸付土地の継承をしようとするとき。

(3) 乙又は連帯保証人の住所又は氏名(名称)の変更があったとき。

(立木竹の保護)

第16条 貸付土地内にある甲の所有に係る立木竹(契約締結後に生育したものを含む。)は、乙が無償で保護する責任を負うものとし、これを伐採し、又は除去してはならない。

(調査等による一時使用)

第17条 甲又は甲の承認を受けた者が、県有財産で立木竹の調査又は処分等のため貸付土地内を一時使用する必要がある場合は、貸付目的を妨げない限度において無償で貸付土地を使用することができるものとする。

(連帯保証人)

第18条 連帯保証人(以下「丙」という。)は、本契約に基づき乙が甲に対して負担する一切の債務につき、極度額金〇〇〇〇〇円(この契約の締結の日における第6条第1項に規定する貸付料年額の2倍に相当する額)の範囲で、乙と連帯してその責に任ずるものとする。

2 前項の丙の債務は、第18条の規定により本契約が継続している間は消滅しない。

3 乙は、丙が民法第450条第1項に規定する資格を欠いたときには、遅滞なく新

たに連帯保証人を立てなければならない。

4 乙は、甲が丙に対して行う貸付料等の履行請求の効力が乙にも生ずることを合意するものとする。

(裁判管轄)

第 19 条 この契約から生ずる一切の法律関係については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(協議)

第 20 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(法令の遵守)

第 21 条 乙は、関係法令等を遵守し、工作物等の設置で許認可の必要なものは、許認可を得た後設置すること。

(その他)

第 22 条 前各条のほか、貸付けの条件その他必要な事項は、山梨県恩賜県有財産管理条例（昭和 24 年条例第 48 号）、山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則（昭和 28 年規則第 36 号）及び山梨県財務規則（昭和 39 年規則第 11 号）の定めるところによるものとする。

上記契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙各 1 通を保有するものとする。

令和 5 年 6 月 日

甲 山梨県甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号
山梨県知事 長崎 幸太郎

乙 住所

氏名

丙（連帯保証人）

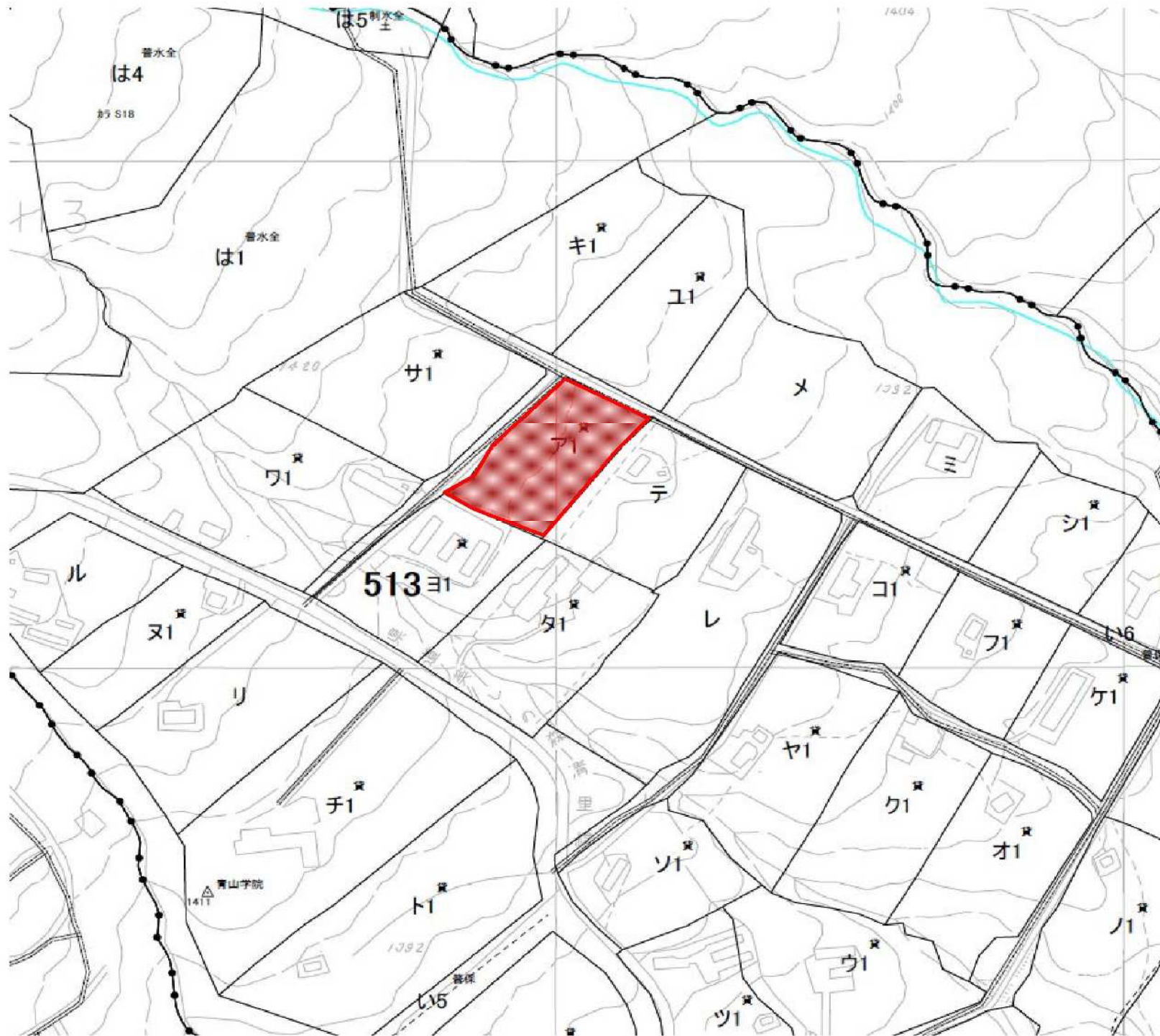
住所

氏名

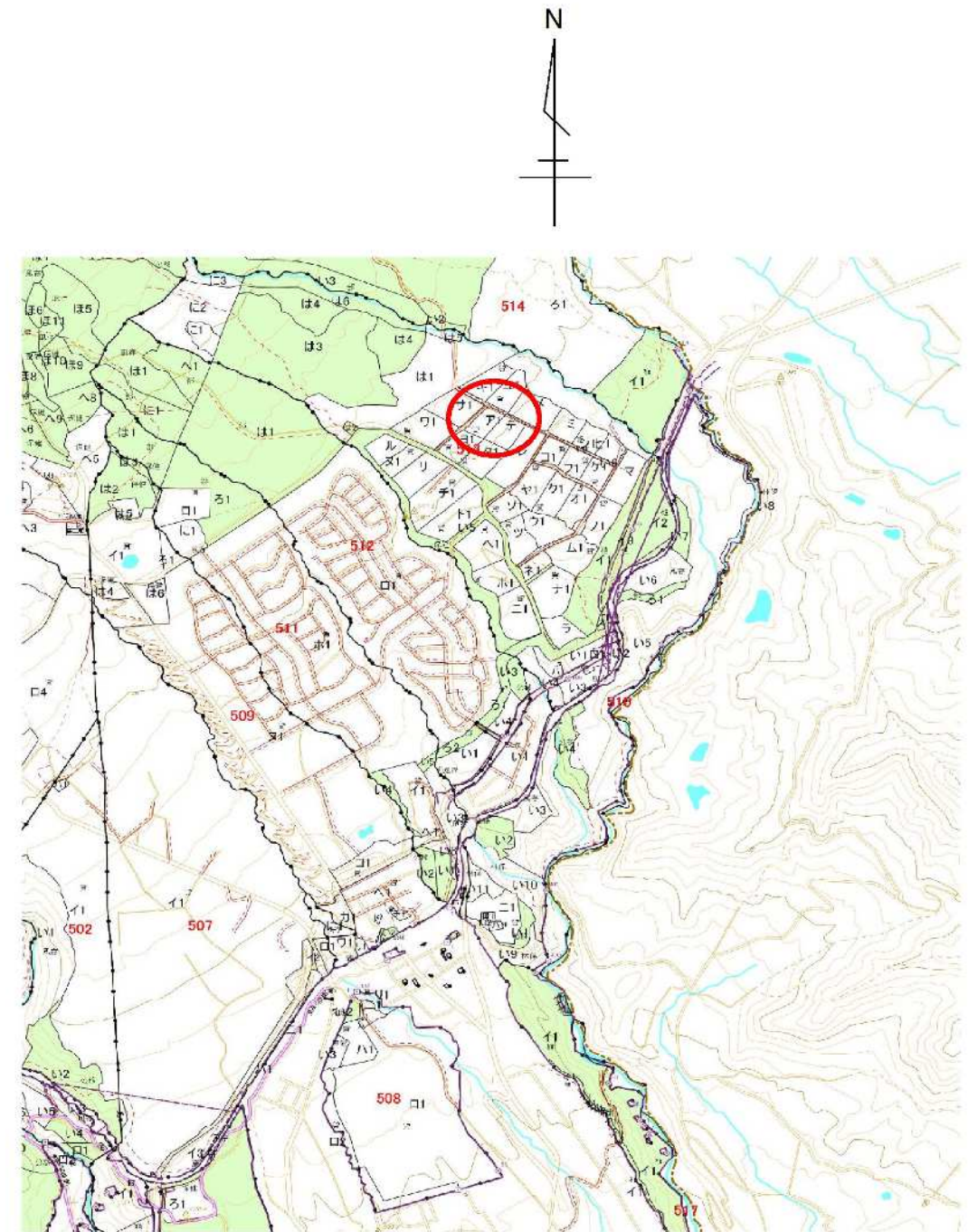
恩賜県有財産貸地箇所位置図

北杜市高根町清里字念場原3545-1
恩賜県有財産 第513林班 ア1小班

使用目的: ○○○○
契約面積: 1.3342ha



S=1/5,000



S=1/20,000

凡 例	
	契約箇所

恩賜県有財産貸地箇所実測図

北杜市高根町清里字念場原3545-1
恩賜県有財産 第513林班 ア1小班

使用目的: ○○○○
契約面積: 1.3342ha

